

---

## 5023. 輸入申告等一覧照会

---

業務コード	業務名
IDI (IDIOW)	輸入申告等一覧照会

## 1. 業務概要

以下の手続き（以下、輸入申告等という。）に係る情報を検索・抽出し、一覧で照会する。  
本業務は該当輸入申告等情報がシステムから削除されるまでの間、行うことができる。

- ①輸入申告
- ②輸入申告（少額関税無税）
- ③蔵出輸入申告
- ④移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を含む。）
- ⑤総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。）
- ⑥輸入許可前貨物引取（BP）承認申請
- ⑦蔵入承認申請
- ⑧移入承認申請
- ⑨総保入承認申請
- ⑩展示等申告
- ⑪輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告および蔵出輸入（引取）申告を含む。）
- ⑫特例申告（特例委託特例申告を含む。）
- ⑬特例申告期限内訂正（特例委託特例申告期限内訂正を含む。）
- ⑭輸入申告（沖縄特免制度）
- ⑮輸入マニフェスト通関申告
- ⑯海上簡易輸入申告
- ⑰一括特例申告
- ⑱特例委託一括特例申告

照会種別として以下の指定ができる。

- (1) 事項登録一覧（照会種別「A」）  
事項登録業務後、申告・申請が行われていない申告等番号に係る情報を照会する。
- (2) 申告・申請一覧（照会種別「B」）  
申告・申請（予備申告を除く。）が行われた申告等番号に係る情報を照会する。
- (3) 搬入時申告・申請一覧（照会種別「C」）  
搬入時申告・申請の旨が登録された申告等番号に係る情報を照会する。
- (4) 開庁時申告・申請一覧（照会種別「D」）  
開庁時申告・申請の旨が登録された申告等番号に係る情報を照会する。
- (5) 未許可申告・未承認申請一覧（照会種別「E」）  
申告・申請後、許可・承認前の申告等番号に係る情報を照会する。
- (6) 予備申告済未申告一覧（照会種別「F」）  
予備申告後、本申告前の申告等番号に係る情報を照会する。
- (7) 通関士審査対象申告一覧（照会種別「K」）  
事項登録業務後、申告・申請が行われておらず、「通関士審査結果登録（CCA）」業務により通関士審査結果が登録されていない申告等番号に係る情報を照会する。
- (8) 通関関係書類未提出申告一覧（照会種別「L」）  
申告・申請（予備申告を含む。）後で通関関係書類の提出が必要であるが、「申告添付登録（MSX）」業務が実施されていない申告等番号に係る情報を照会する。なお、「輸入申告（IDC）」業務または「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務を実施した申告情報のみ対象とする。

## 2. 入力者

税関、通関業

### 3. 制限事項

1回での照会件数は最大200件とする。ただし、あて先官署コードに「AL」が入力された場合は、1官署分のデータを照会する。

### 4. 入力条件

#### (1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②通関業者の場合で、入力者と異なる利用者の照会を行う場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

#### (2) 入力項目チェック

##### (A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

##### (B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

### 5. 処理内容

#### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、輸入申告等一覧照会情報の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

#### (2) 申告等番号抽出処理

(A) 照会種別毎に表1のすべての抽出条件に該当する申告等番号を抽出する。

表1. 申告等番号抽出条件 (○: 抽出条件項目)

項番	抽出条件	照会種別							
		A	B	C	D	E	F	K	L
1	入力された照会対象年月日とシステムに登録されている申告・申請(予定)年月日が同一である	○	○	○	○	○	○	○	○
2	入力された通関業者コードとシステムに登録されている利用者コードが同一である	○	○	○	○	○	○		○
3	入力されたあて先官署コードとシステムに登録されているあて先官署コードが同一である ただし、あて先官署コードに「AL」が入力された場合を除く	○	○	○	○	○	○	○	○
4	入力されたあて先部門コードとシステムに登録されているあて先部門コードと同一である	○	○	○	○	○	○	○	○
5	システムに申告・申請済と登録されている		○			○			○
6	システムに申告・申請済と登録されていない	○					○		
7	システムに申告・申請が許可・承認済と登録されていない					○			
8	システムに搬入時申告・申請の旨が登録されている			○					
9	システムに搬入時申告・申請の旨が登録されていない	○							
10	システムに開庁時申告・申請の旨が登録されている				○				
11	システムに開庁時申告・申請の旨が登録されていない	○							
12	システムに予備申告済と登録されている						○		

項番	抽出条件	照会種別							
		A	B	C	D	E	F	K	L
13	システムに予備申告済と登録されていない	○							
14	システムに変更事項登録または申告・申請撤回等が行われた無効な情報として登録されていない		○	○	○	○	○		○
15	入力者が通関士審査業務実施可能者である							○	
16	通関士審査がされていない							○	
17	通関関係書類の提出が必要*1であり、MSX業務が未実施である								○
18	入力された通関士コードがシステムに登録されている通関士コードと同一である		○	○	○	○	○		○
19	入力された輸入者コードまたは法人番号がシステムに登録されている輸入者コードと同一である	○	○	○	○	○	○	○	○

A：事項登録一覧

B：申告・申請一覧

C：搬入時申告・申請一覧

D：開庁時申告・申請一覧

E：未許可申告・未承認申請一覧

F：予備申告済未申告一覧

K：通関士審査対象申告一覧

L：通関関係書類未提出申告一覧

(\*1) 通関関係書類の提出が必要とは、以下の場合のいずれかである。

なお、①の場合は、通関関係書類の原紙提出が必要な場合である。

①審査区分識別の4桁目が「T」「G」「M」のいずれか

②審査区分が「△1」の場合で、審査区分識別の4桁目が「Y」または「L」

③特例申告（特例委託特例申告を含む。）または特例申告期限内訂正（特例委託特例申告期限内訂正を含む。）の場合で、審査区分識別の4桁目が「Y」または「L」

(B) 継続処理

照会可能な輸入申告等情報が200件を超える、または次の官署データが存在する場合は、照会情報を再度送信することにより次の輸入申告等情報を抽出し、照会する。

ただし、抽出条件が変更された場合は、変更された抽出条件に合致する輸入申告等情報を先頭から抽出し、照会する。

(3) 輸入申告等一覧照会情報編集出力処理

申告等番号抽出処理により抽出された申告等番号に対する輸入申告DB、移出輸入申告DB、輸入申告（沖縄特免制度）DBまたは輸入マニフェスト通関申告DBから、輸入申告等一覧照会情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

## 6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
輸入申告等一覧照会情報	なし	入力者

## 7. 特記事項

- (1) 輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告を含む。）を行った場合の照会について
- ①あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが異なる場合で、あて先官署コード欄に 特例申告あて先官署コードを入力した場合は、特例申告に係る情報は、抽出されない。
  - ②あて先部門コードと特例申告あて先部門コードが異なる場合で、あて先部門コード欄に 特例申告あて先部門コードを入力した場合は、特例申告に係る情報は、抽出されない。